

学 校 い じ め 防 止 基 本 方 針

令和 7 年 4 月

福島県立郡山商業高等学校

福島県立郡山商業高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに、犯罪やその他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、その情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

(第2条)「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔具体的ないじめの様態（例）〕

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の生徒が来ると、その場から他の生徒がいなくなる。
 - ・ 遊びやゲームの仲間に入れない。
 - ・ 座席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して、対象の生徒がプロレス等の技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる。「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ・ 靴に画鋲やガム等を入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話（スマートフォン）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話（スマートフォン）の掲示板やブログ、SNS等に誹謗や中傷につながる情報を掲載される。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNSのグループから故意に外される。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名称 「いじめ対策委員会」

② 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、該当学級担任、スクールカウンセラー（必要に応じて部活動顧問、学校評議員等）

③ 組織の役割

- ・ 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・ いじめ相談の実施並びに通報窓口の設置
- ・ いじめの疑いに係る情報があった際、組織的な対応を行うための連絡及び調整（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な収集、記録、共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定や保護者との連携等）

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりを柱として、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活動できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対し、いじめ対応に関する本校の基本方針及び取組について理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて適切に取り扱う。
- ② 面接週間（年二回）における面談や定期的なアンケートの実施により、生徒理解を深め、いじめの早期発見に努める。
- ③ 生徒に関する情報については、教職員相互の共有化と集団守秘義務の徹底を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けた際、あるいはいじめを受けていると考えられる際は、速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事、教頭を経由して校長に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめを直ちにやめさせるとともに、その再発を防止する。その際、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得ながら、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり同調していたりした生徒に対しても、自らの問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる疑いがある際は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ⑤ インターネット上に不適切な書き込みがあった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聴き取り等を行うとともに、被害生徒のケア等必要な措置を講ずる。

また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

⑥ 重大事態発生時の対応

〈重大事態とは〉

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合。
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合。
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合。
- ・ 精神性の疾患を発症した場合。

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〈重大事態の報告〉

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

〈重大事態の調査〉

ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート

ト等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

(6) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) 実施計画	校内研修計画	いじめ防止の ための会議等 (定例会)	評価計画
4月	年度初め指導 (全校集会) 学年集会 * 通年随時	学級集団アセスメント (3年①)		いじめ対策委員会① 教育相談委員会 「教育相談だより」 発行(通年)	基本方針の 策定及び計 画・目標の 設定と提示
5月		拡大学年会(3年) 第1回教育相談週間		教育相談委員会	
6月		いじめアンケート① 学級集団アセスメント (1・2年①) 拡大学年会(2年)	校内研修会 (29教高第1103 号、6教高第1695 号の活用)	いじめ対策委員会②	アンケート 内容の精査
7月	夏休み事前指導	拡大学年会(1年)		教育相談委員会	
8月			学級集団アセス メントに関する 研修会	教育相談委員会	
9月		いじめアンケート②		いじめ対策委員会③	アンケート 内容の精査
10月				教育相談委員会	中間評価
11月		第2回教育相談週間		教育相談委員会	
12月	冬休み事前指導	学級集団アセスメント (1・2年②)		教育相談委員会	
1月		いじめアンケート③		いじめ対策委員会④	アンケート 内容の精査
2月				教育相談委員会	
3月	▼			いじめ対策委員会⑤	年度末評価

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取り組みについての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者学校関係者によるアンケートとする。

重大事態への対応

